教育委員会定例会会議録

1 日 時

令和5年3月7日(火) 開会 13時30分 閉会 13時57分

2 場 所

教育委員室

3 出席者及び欠席委員の氏名

出席委員 木平芳定教育長、大森達也委員、北野誕水委員、栗須百合香委員、 富樫健二委員

欠席委員 なし

4 出席職員

教育長 木平芳定 (再掲)、副教育長 上村和弘 次長 (教職員担当) 佐藤史紀、次長 (学校教育担当) 井ノロ誠充、 次長 (育成支援・社会教育担当) 中川実、次長 (研修担当) 水野和久 教育総務課 課長 森岡賢治、班長兼企画員 米澤道隆、 課長補佐兼班長 小林広明

教職員課 課長 野口慎次、主幹兼係長 松村敏明、主査 栁良容 福利・給与課 課長 青木茂昭、班長 坂口浩二

人権教育課 課長 舩見雪絵、人権教育監 錦織厚史、係長 澤村悟

5 議題件名及び採択の結果

件 名 審議結果 議案第68号 公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則 原案可決 の一部を改正する規則案

議案第69号 公立学校職員の給料および手当の支給に関する 原案可決 規則の一部を改正する規則案

議案第70号 三重県個人情報保護条例の廃止に伴う関係教育 原案可決 委員会規則の整備に関する規則案

6 報告題件名

報告1 「2021 (令和3) 年度人権問題に関する教

職員意識調査」について

7 審議の概要

• 開会宣言

木平芳定教育長が開会を宣告する。

会議成立の確認

5名中5名の委員の出席により会議が成立したことを確認する。

・前回審議事項(2月14日開催)の審議結果の確認

前回定例会の審議結果の内容を確認し、全委員が了承する。

・議事録署名者の指名

大森委員を指名し、指名を了承する。

・会議の公開・非公開の別及び進行の確認

会議の進行は、議案第68号から議案第70号を審議した後、報告1の報告を受けることを決定する。

• 審議事項

議案第68号 公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則案 (公開)

(野口教職員課長説明)

議案第68号 公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則 案

公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。

令和5年3月7日提出 三重県教育委員会教育長

提案理由

公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則案については、 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項及び三重県教育委員会権限委 任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

ページをおめくりください。資料1ページが、今回の規則の改正案の改正後と改正前となっております。改正内容についてですが、2ページをご覧ください。これが改正規則案の要綱となっております。

まず、「1 改正理由」です。障がいのある子の看護と仕事の両立支援を進めるため、 家族看護休暇において、休暇日数が加算される対象に障がいのある子を加えるとともに、 地方公務員法の改正による定年年齢の引上げに伴い、61歳以降の働き方が多様化する ことから、自己のキャリアデザインについて考える機会を設けることにより、仕事に対するモチベーションを維持、向上させるための休暇の新設となります。

次に「2 改正内容」です。まず(1)の家族看護休暇の改正についてです。この休暇制度は、妻の出産や子の傷病で入院の付き添いなどを行う場合に、1年で4日間の休暇を認めるものです。子どもが多い等の条件によって4日の加算というのが認められております。現在、中学校就学の始期に達するまでの子がいる場合、家族看護休暇の休暇日数を4日間からさらに4日間加算しているところですけれども、この休暇日数が加算される対象に、中学校就学の始期に達する日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある障がいのある子を加えるものです。

次に(2)のキャリアデザイン休暇の新設についてです。50歳または60歳に達する職員が、自らの職員生活について考えるため、それぞれの年に1日の特別休暇を設けます。なお、任期を定めて採用された職員は除きます。

最後に「3 施行期日」です。令和5年4月1日としております。1ページに戻っていただくと、14号のところが先ほどご説明申し上げた家族看護休暇のところで、22号の2のところがキャリアデザイン休暇の箇所となっております。

説明は以上です。

【質疑】

教育長

議案第68号はいかがでしょうか。

大森委員

キャリアデザイン休暇なんですけど、私たちが大学生に教える時のキャリアデザインというのは、卒業後の進路を考えるということで、ここにも書いてありますが、年に1日というのは具体的にどういうキャリアデザインですか。例えば、キャリアデザインっていうと、職務に必要だと、それこそリカレント教育やリスキリング教育の大学に行く入試日が当たってましたと。そうすると、その日にはこのキャリアデザイン休暇が使えるとか、そういうリカレントやリスキリングの教育の機会を受けるチャンスとかそういうイメージでいいんですか。

野口課長

委員がおっしゃられた自己啓発とかそういう部分も入ってまいりますし、それから定年が延長されることによりまして、今までの人生設計が大分変わってくるところがございますので、例えば、60歳で定年が61歳まで延びたとすると、そこをフルタイムでやるべきなのか、それとも短時間にするべきなのか、それともさっき言われたようにスキルを付けてちょっと違う設計をしようかとかを考える機会にしていただくための休暇ということでございます。

大森委員

年に1日。

野口課長

はい。50歳と60歳の時に1日ずつということでさせていただいております。

大森委員

ということは、やはり生涯教育という観点も入ってるということですね。

野口課長

そうですね。それと自己分析したりとか、今後のことを考えてライフプランを考えた りとかそういうようなことで休んでいただくということです。

冨樫委員

キャリアデザインの休む理由というのは特に付す必要はないんですか。

松村主幹兼係長

キャリアデザイン休暇を取るという申請はしてもらいますが、どういうことをしたかという細かい報告書までは求めることは考えておりません。

【採択】

-全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。-

• 審議事項

議案第69号 公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する 規則案(公開)

(青木福利・給与課長説明)

議案第69号 公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する 規則案

公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。

令和5年3月7日提出 三重県教育委員会教育長

提案理由

公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

1ページ以降が規則改正案となりますが、3ページの規則案要綱で説明をさせていただきます。3ページをご覧ください。

「1 改正理由」ですけれども、小学校の統廃合及びへき地学校等の指定の見直しに伴い、規定の整備を行う。「2 改正内容」(1)へき地学校級別指定表等を改める。(2) その他規定の整備を行う。「3 施行期日」令和5年4月1日。 今回の改正につきましては、特別支援学校等の教員に支給される給料の調整額の調整 基本額の改正と、へき地手当等の対象となる学校の定期見直しに係る改正となります。

給料の調整額につきましては、特別支援学校及び特別支援学級を本務とする教育職員 に対し、業務の特殊性に基づき給料として支給されるものとなります。

へき地手当等につきましては、へき地教育振興法に基づき、へき地における教育の特殊事情に鑑み支給される手当で、給与条例に基づきまして、令和5年4月1日に対象となる学校の指定を見直すものでございます。見直しにあたりましては、条例で定める基準に基づいて、学校から駅や病院等までの距離に応じて算出された点数によって対象となる学校を指定しております。

1ページに戻っていただきまして、上段別表第1の2が定年前再任用短時間勤務職員 に係る給料の調整額の調整基本額につきまして、人事委員会からの額の変更通知を受け て、それぞれ給料表の3級の調整基本額を300円引き上げるものでございます。

続いて、1ページの別表第2から2ページの別表第4にかけてが、へき地手当等の対象学校の指定見直しとなります。手当と指定の関係につきましては、3ページの参考のところに記載させていただいております。

(1) へき地手当ですけれども、別表第2のへき地学校と別表第3のへき地学校に準ずる学校に勤務する職員に支給される手当です。(2) のへき地手当に準ずる手当は、へき地手当の対象学校に加えまして、別表第4の特別の地域に所在する学校へ異動に伴って転居した職員に支給される手当です。

今回の改正ですけれども、1ページ上段の別表第2中の南伊勢町立南島西小学校がへき地学校の1級から2級に、熊野市立飛鳥中学校が、別表第3のへき地学校に準ずる学校からへき地学校の1級に、同じく1ページ上段、別表第3中の御浜町立神志山小学校と紀宝町立相野谷小学校が別表第4の特別の地域に所在する学校からへき地学校に準ずる学校に引上げとなります。

一方、2ページ上段の別表第4中の津市立美杉小学校と紀北町立矢口小学校、紀北町立紀北中学校が、別表第3のへき地学校に準ずる学校から特別の地域に所在する学校へ引き下げられ、へき地手当4%の支給対象外の学校となりますけれども、現在法令に基づきまして、4.7%で支給されております地域手当との併給調整で、この引下げとなりました学校に対して、へき地手当の4%は支給されておりませんので、今回の見直しに伴う職員の支給額への影響はございません。また、別表第2の伊賀市立比自岐小学校は廃校により削除となります。説明は以上です。

【質疑】

教育長

議案第69号はいかがでしょうか。

【採択】

-全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。-

・審議事項

議案第70号 三重県個人情報保護条例の廃止に伴う関係教育委員会規則の整備に関 する規則案(公開)

(森岡教育総務課長説明)

議案第70号 三重県個人情報保護条例の廃止に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則案

三重県個人情報保護条例の廃止に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則案について、別紙のとおり提案する。

令和5年3月7日提出 三重県教育委員会教育長

提案理由

三重県個人情報保護条例の廃止に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

- 1ページが改正する規則案で、2ページの規則案要綱で説明をさせていただきます。
- 「1 改正等理由」です。三重県個人情報保護条例の廃止に伴いまして、教育委員会規則の改正及び廃止を行うものです。
- 「2 改正等内容」です。以下の第1条から第2条に掲げる規則中、三重県個人情報保護条例に係る規定の改正等を一括して行います。(1)第1条、三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則の一部改正、その規則の第1号様式及び第14号様式中「三重県個人情報保護条例」という表記を「個人情報の保護に関する法律及び三重県個人情報の保護に関する法律施行条例」に改めるものです。
- (2)第2条、教育委員会関係三重県個人情報保護条例施行規則の廃止、教育委員会関係三重県個人情報保護条例施行規則を廃止する。これは三重県個人情報保護条例施行規則が、法律の移行に伴いまして廃止されたことに伴うものです。
- 「3 施行期日」は、令和5年4月1日から施行をいたします。具体の修正箇所でございますけども、3ページに修学奨学金の改正前と改正後の様式を示しております。4ページの下段のアンダーラインのところで、左の改正前ですけれども、「三重県個人情報保護条例」というのを、先ほど説明しました「個人情報の保護に関する法律及び三重県個人情報の保護に関する法律施行条例」に改めるものです。

同様に、5ページと6ページの様式に関しましても、6ページにございますようにアンダーラインで示しておりますけども、同じ内容の修正を行うものです。

説明は以上です。

【質疑】

教育長

議案第70号はいかがでしょうか。

【採択】

-全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。-

・報告事項

報告1 「2021(令和3)年度人権問題に関する教職員意識調査」について(公開) (船見人権教育課長説明)

報告1 「2021(令和3)年度人権問題に関する教職員意識調査」について 「2021(令和3)年度人権問題に関する教職員意識調査」について、別紙のとおり報告する。

令和5年3月7日提出 三重県教育委員会事務局人権教育課長

それでは、1枚おめくりください。1の概要についてですが、人権教育に関わる今後の施策・事業構築の基礎資料とすることを目的に、教職員を対象にアンケートを実施し、分析結果を報告書にとりまとめました。

続いて、「2 調査の経緯」についてです。本調査は概ね7年ごとに実施しており、前回は2013年に実施しました。調査の対象は、県内の子ども園・幼稚園、小・中学校、県立学校等の教職員3,000人としました。

続いて、「3 調査結果から見える主な成果や課題」を、4点ピックアップして紹介させていただきます。

1点目です。お配りしている報告書38ページの問14をご覧ください。問14で差別や人権について深く学ぶ契機となったことを尋ねたところ、「2 人権問題の解決に取り組む人との出会い」や、「8 職場の人権教育の取組」によって深く考える契機を得た割合が高くなっています。2013年の前回調査の結果を受け、人材育成のために各学校におけるOJTや実践研究を重要視してきた効果が確認できます。

次に2点目です。報告書の42ページの問17をご覧ください。こちらは、人権教育を進めるうえでの資質・能力を尋ねる設問です。「A 教材を活用した人権学習を行う」の結果を見ていただくと、「自信を持って行うことができる」「ある程度、自信を持って行うことができる」を合わせた割合が7割を超えています。

多くの教員が教材を活用した人権学習を自信を持って行えると答えているわけですが、 これは、前回調査で若い世代を中心に教材活用法に関する研修機会を求める割合が高か ったことを受けて、各校種向けの人権学習指導資料等を発行し、その活用のための講座 を行ってきた1つの成果であると捉えています。

3点目です。報告書を戻っていただいて、9ページをご覧ください。こちらは、人権に関する法令等の認知度を問う設問です。その中で、「差別解消三法」についての結果を見ていただきますと、「人に説明ができる」「内容を知っている」を合わせた割合は、どの法律も40%以上、多いものでは60%近くあることが分かります。

しかし、このグラフだけでは分からないのですが、実はこの結果を世代別に見ると、若い世代の認知度が大きく落ち込んでいることが分かっています。「人権教育啓発推進法」等も同様の結果が見られます。これらの法令は、人権教育を推進する根拠となるものですので、特に若い世代が受ける法定研修等で知識理解を深める機会を設ける必要があります。

4点目です。報告書20、21ページをご覧ください。こちらは、人権や差別をめぐる様々な考え方について、どう思うかを尋ねる設問です。その中で、「G 今の社会では、社会的弱者が優遇され、一般の人の努力が認められていないと感じる」と「J 社会福祉

に頼るより、個人がもっと努力する必要がある」の2つの結果を見ると、どちらも「そう思う」「どちらかといえばそう思う」を合わせた割合は1割程度となっており、県民調査と比べると、賛成する割合は低くなっています。

しかし、詳しく世代ごとに結果を見ると、若い世代になるほど、この考えに賛同する割合が高いことが分かっています。言うまでもないことですが、子どもたちの中には、個人の努力や意思だけでは解決できない問題を抱えさせられている子どもたちがいます。教職員は、そうした子どもの実態について理解を深める必要があります。

最後に、「4 今後の取組」についてです。今後、園、学校、市町教育委員会等へ報告書を配付し、各種研修会等で調査結果から見える成果や課題を共有します。また、調査で明らかになった課題を来年度に行う「三重県人権教育基本方針」改定の資料とします。 説明は以上です。

【質疑】

教育長

報告1はいかがでしょうか。

大森委員

論点がずれるんですけど、人権教育課として人権教育をしましたという結果はこれでいいと思うんですけど、そうじゃない人権侵害的な事件は、三重県はどれぐらい減ってるかっていうのは分かるんですか。

錦織人権教育監

本年度の学校における人権侵害事例、これは差別事象とも呼びますが、その件数は1 月末の時点で報告をもらっているところで112件となっております。

大森委員

昨年は。

錦織人権教育監

昨年度は99件でした。この件数については、一昨年度、また昨年度は臨時休校の期間があったこと、そして、休み時間あるいは給食、給食後の時間、学校行事などにおいて、子どもたち同士の接触が少ない状況が昨年度まではあったと思われます。そうした状況が変わってきたことが報告件数に関係してるのではないかと私たちとしては考えております。

大森委員

2019年以前と比べるとどうなんですか。コロナ前と比べると。

錦織人権教育監

コロナ前と比べると減っています。コロナ前では160件を超えていました。その内

容としましては、とりわけ特定の人権課題、具体的には障がいのある人を低位に見る、 揶揄する表現が子どもたちの間で広まってしまっていたという実態がありました。その ことを課題として捉え、差別事象として学校課題として対応するということを進めてま いりました。それを市町教育委員会も協働して行った結果、件数が少なくなってきてい たというのはあります。

大森委員

成果として政策としてうまくいってるということですね。

船見課長

人権侵害も含めてなんですが、人権教育は子どもたちが安心・安全に学校生活を過ごす上で欠くことができないものであり、すべての教育活動の中で行われるというようなことを周知した上で進めているところです。その成果が出るように今後も推進していきたいというふうに考えています。

冨樫委員

2013年にもこの調査をされてるということで、2021年のを主にしてこれだけの厚さがあるんですけども、やはり比較のところがあんまり見えなくて、7年前に比べどういうところが良くなったのかっていう、ここにはその効果が確認できますっていうのは書いてあるんですけども、このグラフでは今回のものしかなくて、ちょっと見づらいなと思ったので、また何かそういう機会がありましたら、比較して、特に特徴的な部分を出すともっといいんじゃないかなと思いました。

澤村係長

比較できる部分については、問15番と問16番については、全く実は同じ設問を用意させていただいてるので比較させていただいてるという形なんですが、他の質問については、全く同じ設問というものがたくさんあるわけではないので、色々な設問項目をクロス集計したりしながら、分析させていただいてっていう形になって、少し分かりにくい比較というか、表現になってる部分があるのは申し訳ないなと思います。

冨樫委員

共通の指標を埋め込んでおいて経年変化を見れると成果が見やすい。

-全委員が本報告を了承する。-

・閉会宣言